



電気自動車等の購入をご検討のみなさまへ

埼玉県電気自動車等導入費 補助制度のご案内

埼玉県では、自動車排出ガスによる地球温暖化を防止するため、地球にやさしい「電気自動車(EV、PHV)」の普及を進めています

令和5年 **5月22日(月)**から**申請受付開始**

※ 予算に達した段階で申請の受付を終了します。

電気自動車(普通)

上限額 **40** 万円

電気自動車(軽自動車等)

上限額 **27.5** 万円

プラグインハイブリッド自動車

上限額 **27.5** 万円

※ 給電機能を有する車両が対象になります。



埼玉県から電気自動車購入の補助金が出ます！



国の補助金と併用ができます！



埼玉県電気自動車等導入補助金 事務局
TEL 050-1750-0746
(受付時間:平日 9時00分~17時00分)

※ 交付要件の詳細は埼玉県の
ホームページで確認してください。

埼玉県 電動車導入補助金



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

補助制度の概要

補助対象者	令和5年4月1日(土)以降に、補助対象車両の発注、注文、契約等をした下記の者 ①県内在住の個人(個人事業主を含む) ②法人(県内に事務所又は事業所を有する法人) ③リース事業者(①又は②と契約していること)
補助対象車両	国が実施するCEV補助金交付の対象であって給電機能を有する下記の車両が対象となります。 ・電気自動車(普通) ・電気自動車(軽自動車等) ・プラグインハイブリッド自動車
補助要件	・交付決定後に初度登録される車両であること ・「使用の本拠の位置」が埼玉県内であること ※要件の詳細は埼玉県ホームページで確認してください。
申請期間	補助金交付の申請期間 ※延長しました! 令和5年5月22日(月) ~ 令和5年12月22日(金) ※予算に達した段階で申請の受付を終了します。

補助金の申請から交付までの流れ

1 申請	申請者→埼玉県	申請期間内に申請してください。
2 審査・交付決定	埼玉県→申請者	審査後に交付の可否について通知します。※1
3 事業着手	申請者	交付決定を受けた日以降に着手してください。
4 実績報告	申請者→埼玉県	事業の完了後60日以内又は令和6年3月18日(月)のいずれか早い時期までに報告して下さい。※2
5 交付額確定・交付	埼玉県→申請者	交付額を確定し、通知後に補助金を交付します。

※1 交付決定される前に、次に掲げる行為(事業着手)のどれか一つでも行ってしまうと、補助金を交付できませんのでご注意ください。

①車両の登録 ②車両の引渡 ③代金の支払完了

※2 事業の完了とは次に掲げる行為をすべて完了させることを指します。

①車両の登録 ②車両の引渡

③代金の支払完了又は支払った額を除いた残りの全額の支払が担保された契約手続の完了

④下取車がある場合は、入庫の完了